

積立定期預金

平成30年8月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・積立定期預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・6ヵ月以上～5年以下
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・契約期間内で分割預入 ・1回当たり100円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 各分割預入時における、預入日から満期日の前日までの日数に応じたスーパー定期の店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
7. 税金	・個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・普通預金や当座預金から毎月一定額を自動的に積立てる自動振替制度がご利用になれます。 ただし、貸越が発生している総合口座普通預金よりの自動振替、および総合口座普通預金に貸越が発生する自動振替による本預金への振替入金はいたしません。この場合、営業店での振替入金が必要となります。 ・個人の場合はマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入期間によって下記の取扱となります。 6ヵ月未満は、解約日における普通預金の利率 6ヵ月以上1年未満は、適用利率×50% 1年以上3年未満は、適用利率×70%
11. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページ「 預金金利一覧 」、店頭備付けの金利表示ボード、又は窓口へ照会下さい。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部にお申し出ください。 <業務部> 〒543-8666 大阪市天王寺区上本町8丁目9-14 電話：06-6775-6594 9時～17時 【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、ホームページまたは、営業店に配備されている「 当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要 」に記載された受付機関にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。

”